

政令第三百四十九号

電波法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、電波法の一部を改正する法律（令和二年法律第二十三号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

電波法の一部を改正する法律の施行期日は、令和二年十二月十五日とする。

## 理由

電波法の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。